

# 施設園芸エネルギー転換促進事業実施要綱

制定 令和4年(2022年)7月1日付け農産第425号農政部長通知

## 第1 趣旨

コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増などから原油価格高騰の長期化が懸念されており、経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸においては、燃油価格高騰の影響を受けやすいことから、価格が大きく変動する燃油への依存度を下げることが必要である。

このため、道は、緊急的に無加温パイプハウスの整備や省エネ機器・設備等の導入を支援することにより、施設園芸におけるエネルギー転換を促進し、燃油価格高騰の影響を受けにくい生産体制の確立に資するものとする。

なお、この事業の補助金の交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## 第2 事業実施主体等

### 1 事業実施主体

市町村

### 2 取組主体

(1) 農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）

(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。）

### 3 対象品目

本事業の対象品目は、施設野菜、施設花き、施設果樹とする。

## 第3 事業の内容

施設園芸における農業用パイプハウスの燃油使用量の削減に資する次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

### 1 無加温パイプハウスの整備及び資材等の導入

### 2 省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備・資材等の導入

(1) 省エネ機器の導入

(2) 省エネ効果のある内部設備・資材等の導入

(3) 省エネ機器等の導入と一体的に行うパイプハウスの整備

### 3 パイプハウスの被覆資材及び補強資材の導入

## 第4 事業の要件等

第3の事業の内容ごとの要件は、次のとおりとする。

### 1 共通

- (1) 本事業で整備・導入する機器、設備及び資材等については、新品の購入のみを補助対象とする。
- (2) 補助対象は金属パイプハウスとし、鉄骨ハウス等は対象外とする。
- (3) 本事業で取組対象となるパイプハウスにおいて、化石燃料を使用する機器・設備等が既に設置されている、又は本事業により導入して使用する場合は、施設園芸等燃油価格高騰対策（国実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2900 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の施設園芸セーフティネット構築事業）に確実に加入するものとする。
- (4) 本事業で対象となるパイプハウスについては、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

## 2 無加温パイプハウスの整備及び資材等の導入

- (1) 第 3 の 1 の事業で整備するパイプハウスは、冬期間に野菜等を栽培し、冬から早春に収穫するためのものとし、地域の気象条件に応じた耐雪強度を有するものとする。
- (2) 第 3 の 1 の事業で対象となる資材等は、パイプハウスのパイプ及び被覆資材、外張多重化及び内張多層化に必要な設備・資材、タイバー・筋交い・中柱等のパイプハウスの耐雪強度の向上に寄与する補強資材並びに無加温パイプハウスと一体的に整備する自動換気装置、換気扇及び循環扇等の内部設備等とする。
- (3) 第 3 の 1 の事業を行う場合の施工に要する経費は、補助対象とする。

## 3 省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備・資材等の導入

- (1) 第 3 の 2 の（1）の事業で対象となる機器は、ヒートポンプ、多段式サーモ装置付加温機又は木質バイオマスボイラー等の化石燃料の使用量削減に寄与するものとする。
- (2) 第 3 の 2 の（2）の事業で対象となる内部設備・資材等は、自動換気装置、循環扇、多段式サーモ装置、局所加温装置、内張カーテン、二酸化炭素貯留・供給装置、LED 補光照明装置、環境モニタリング装置、環境制御装置及び自動かん水装置等の単独又は複数の設備等を組み合わせて使用することにより省エネ効果が見込まれるものとする。
- (3) 第 3 の 2 の（3）の事業で対象となる資材等は、パイプハウスのパイプ及び被覆資材、外張多重化及び内張多層化に必要な設備・資材並びにタイバー・筋交い・中柱等のパイプハウスの耐雪強度の向上に寄与する補強資材等とする。
- (4) 第 3 の 2 の（2）の事業については、第 3 の 2 の（1）の事業で導入した機器等の省エネ効果を高めるため、当該機器と一体的に整備する場合に限り補助対象とする。ただし、取組対象となるパイプハウスに既に第 3 の 2 の（1）に該当する省エネ機器が設置されている場合は、第 3 の 2 の（2）の事業の実施のみでも補助対象とする。
- (5) 第 3 の 2 の（3）の事業については、第 3 の 2 の（1）又は第 3 の 2 の（1）及び（2）の事業と一体的に整備する場合に限り補助対象とする。

- (6) 第3の2の(3)の取組で整備するパイプハウスは、地域の気象条件に応じた耐雪強度を有するものとする。
- (7) 第3の2の(1)の機器等は、本体価格(税抜)が50万円以上のものを補助対象とする。
- (8) 第3の2の(2)の内部設備・資材等は、複数の設備等を一体的に導入することにより省エネ効果が見込まれる場合は、一式で補助対象とすることができるものとし、1経営体当たりの一式の本体価格(税抜)が50万円以上のものを補助対象とする。
- (9) 第3の2の事業を行う場合の施工に要する経費は、補助対象とする。

#### 4 パイプハウスの被覆資材及び補強資材の導入

- (1) 第3の3の事業で対象となるパイプハウスは、既に化石燃料を使用する加温機が設置されているものとする。
- (2) 第3の3の事業で対象となる資材は、パイプハウスの採光性や保温性の向上に寄与する被覆資材及びタイバー、筋交い及び中柱等のパイプハウスの耐雪強度の向上に寄与する補強資材とする。
- (3) 第3の3の事業では、被覆資材及び補強資材を一体的に導入する場合に限り補助対象とする。ただし、取組対象となるパイプハウスに既に地域の気象条件に応じた耐雪強度を有する補強資材が設置されている場合は、被覆資材の導入のみでも補助対象とする。
- (4) 補強資材については、資材設置後のパイプハウスが地域の気象条件に応じた耐雪強度を有するものとする。

#### 5 機器・設備等の導入に係る留意事項

- (1) 取組主体は、導入する機器・設備等の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう利用規模に即した適切な機器・設備等を選定するものとする。
- (2) 取組主体は、導入する機器・設備等の購入先の選定に当たっては、当該機器・設備等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争等に付し、又は三者以上の業者から見積書を提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (3) 取組主体は、導入する機器・設備等の性質に応じて、メンテナンス契約を締結する等、導入する機器・設備等の効率的な成果の発現に努めるものとする。
- (4) 導入する機器・設備等は法定耐用年数以上利用するものとする。
- (5) 取組主体は、本体価格(税抜)が50万円以上の補助対象となる機器・設備等について、動産総合保険等の保険(盗難補償を必須とする。)に加入するものとする。
- (6) 取組主体は、導入した機器・設備等の管理状況を明確にするため別記第1号様式の財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、機器・設備等の導入を行った場合は、その写しを速やかに事業実施主体へ提出するものとする。事業実施主体は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機器・設備等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

## 第5 事業の実施

- 1 事業を実施するにあたり事業実施主体は、施設園芸エネルギー転換促進事業計画書（農政第 221 号様式）（昭和 49 年北海道告示第 809 号による告示様式。以下、農政様式については同じ。）を、事業を行う区域を所管する総合振興局長若しくは振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 複数の市町村を対象として広域的な事業を行う取組主体にあっては、主たる事業を行う区域の市町村を事業実施主体として、事業を実施するものとする。
- 3 総合振興局長等は、1 で提出のあった事業計画の承認を行ったときは、農政部長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体は、1 の承認を受けた事業計画について、補助対象経費の額の 30 パーセント以上の増減又は補助金額の増若しくは 30 パーセント以上の減の変更を行おうとするときは、1 に準じて事業計画の変更の手続きを行うものとする。

## 第6 助成

- 1 道は、予算の範囲内において第3に掲げる事業を行うために必要な経費につき、第5の1の承認を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、規則、運用及び道費単独補助事業等における消費税等仕入控除額の取扱いについて（平成 27 年 5 月 29 日付け局財指第 125 号出納局長・総務部長通達。以下、「消費税取扱通達」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。
- 2 補助対象経費及び補助率は、以下のとおりとする。  
なお、補助事業者が取組主体に対し補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合は、当該助成に要する経費を補助対象経費とする。

| 補助対象経費                             | 補助率      |
|------------------------------------|----------|
| 1 無加温パイプハウスの整備及び資材等の導入に要する経費       | 1 / 2 以内 |
| 2 省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備・資材等の導入に要する経費 |          |
| 3 パイプハウスの被覆資材及び補強資材の導入に要する経費       |          |

## 第7 補助金の交付申請

- 1 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、補助事業者が第5に準じ総合振興局長等に対し行うものとする。
  - (1) 補助金等交付申請額算出調書（農政第 14 号様式）
  - (2) 経費の配分調書（農政第 18 号様式）
  - (3) 事業予算書（農政第 20 号様式）
  - (4) 施設園芸エネルギー転換促進事業計画書（農政第 221 号様式）
- 2 補助事業者は1の申請書を提出するに当たり、取組主体（取組主体が法人格を有しない組合等の場合は対象となる全ての構成員分。以下「取組主体等」という。）の納税対応状況について、別記第2号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。

## 第8 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、補助対象経費に補助率等に乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者該当し、消費税等仕入控除税額の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率等に乗じた額から、当該補助事業者における消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減じた額の範囲内で交付申請を行うものとする。

$$\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \left( \begin{array}{l} \text{補助事業者における} \\ \text{消費税等仕入控除税額} \end{array} \right)$$

## 第9 補助金の交付の決定等の通知

- 1 総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第3号様式に掲げる指令書により行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第4-1号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、第7の2の規定により納税対応状況申出書を提出した補助事業者における消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
  - (1) 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各取組主体等における消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
  - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により取組主体等における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第5号様式によりその金額（実績報告において、(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局長等に報告しなければなりません。
- 4 前項(2)のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の6月30日までに農政部長に報告するものとする。

- 5 総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業者に概算払ができるものと認めた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第4-2号様式で補助事業者はその旨の通知をするものとする。
- 6 間接補助事業を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、別記第3号様式において定める条件及び3に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「総合振興局長等」に代えて、補助事業者の名称及び代表者名を記載するものとする。

## 第10 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更において、総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第7の1に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
  - (1) 補助対象経費の配分の変更
    - 費目（第6の2の補助対象経費欄に掲げるものをいう。以下同じ。）相互間の経費の増減
  - (2) 補助事業の内容変更
    - ア 取組主体の変更
    - イ 費目の新設又は廃止
    - ウ 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
      - (ア) 費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減
      - (イ) 費目ごとの補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
- 2 総合振興局長等は、1の変更を承認するときには、別記第6-1号様式又は別記第6-2号様式の変更指令書で補助事業者に通知するものとする。

## 第11 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第7号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第12 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助対象事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき（当該年度内に完了する場合に限る）は、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第8号様式の事業遂行状況報告書を添えて、総合振興局長等に報告するものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別

記第 8 号様式の事業遂行状況報告書を添えて、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

- 3 総合振興局長等は、2 について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第 9 号様式で行うものとする。
- 4 総合振興局長等は、3 の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

### 第 13 補助金の概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第 25 号様式の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第 10 号様式で補助事業者に通知するものとする。

### 第 14 事業遂行状況報告

総合振興局長等は、補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第 8 号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

### 第 15 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第 28 号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

なお、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第 8 号様式の事業遂行状況報告書を添付するものとする。

- (1) 補助金等精算書（農政第 29 号様式）
- (2) 事業精算書（農政第 31 号様式）
- (3) 施設園芸エネルギー転換促進事業実績書（農政第 221 号様式）

### 第 16 補助金の額の確定

- 1 総合振興局長等は、規則第 15 条に定める額の確定を通知するときには、別記第 11-1 号様式で行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第 11-2 号様式で補助事業者にその超過額の返還を命ずるものとする。

### 第 17 交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受領したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記

第12号様式の補助金交付状況報告書に第15の補助事業等実績報告書の副本1部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

## 第18 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
- 2 補助事業者は、次に掲げる関係書類を、整理保存するものとする。ただし、間接補助事業における補助事業者にあつては、(7)を除くものとする。
  - (1) 事業実施に関する議会（総会等）の議事録、予算書及び決算書等の予算関係書類
  - (2) 契約書等の工事施工関係書類
  - (3) 金銭出納簿、受益者の負担に関する書類等の経理関係書類
  - (4) 補助金交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類
  - (5) 法令等の許認可に関する書類
  - (6) 管理規程又は利用規程等の施設管理関係書類
  - (7) 財産管理台帳（別記第1号様式）、図面、その他財産の取得状況が確認できる書類

## 第19 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1件当たりの取得又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、総合振興局長等に対し、財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。
- 2 間接補助事業における事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。この場合において、事業実施主体は補助事業者に対し財産処分の承認をしようとするときは、財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。
- 3 1及び2の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は大蔵省令で定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、第9の補助金の交付決定通知をもつて総合振興局長等の承認があつたものとする。



- 4 総合振興局長等は、1及び2の申請に係る承認又は不承認については別記第13号様式により補助事業者へ通知するものとする。
- 5 総合振興局長等は、4の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第20 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 総合振興局長等は、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

|        | 取消しに係る部分の返還金なし | 取消しに係る部分の返還金あり                       |
|--------|----------------|--------------------------------------|
| 全部の取消し | 別記第14-1号様式     | 別記第14-2号様式                           |
| 一部の取消し | 別記第14-3号様式     | 額の確定前 別記第14-4号様式<br>額の確定後 別記第14-5号様式 |

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第21 特例措置

補助事業の着工等は、原則として、第9に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着工等をする必要がある場合には、補助事業者は、別記第15号様式の交付決定前着工等届をあらかじめ、総合振興局長等に提出するものとする。

## 第22 その他

- 1 総合振興局長等は、補助事業者に対し、この事業の実施に関して必要な報告を求め、又は調査・指導を行うことができるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。